

070
53

昭和五年十月調



萩町役場 寄贈

萩町自治行政一覽

山口縣萩町役場



萩町自治行政一覽正誤表

頁	行	正	誤
一	一四	大區役所	大區役所
二	一五	四箇の自治團體	四箇自治團體
三	一六	六千九百九十九世帯	九千九百九十九世帯
四	一七	大正十三年一月工を起し	大正十三年一月十一日工を起し
五	一八	陪審員資格者に關すること	陪審員資格に關すること
六	一九	圖書館	圖書館
七	二〇	區長役場	區役長場
八	二一	本町大字唐樋町字唐樋町	本町大字唐樋町字唐樋町
九	二二	本公會堂建設に付ては	本公會堂建設にて付は
一〇	二三	存續繼承の下「建物以下」は別行となる	
一一	二四	其の種別及坪數	其の種別及其の坪數
一二	二五	河川六箇川	河川五箇川
一三	二六	大字格東字大廣津第八百四十六番地	大字格東字大廣津第八百四十番地
一四	二七	團體	團體
一五	二八	觀念	觀念
一六	二九	本町内	本廳内
一七	三〇	一五、各自の	一五、自の
一八	三一	昭和三年二月十一日	昭和三年二月十五日
一九	三二	老父	老人
二〇	三三	小學校兒童の讀物ノ次ニ「及」ヲ挿入	
二一	三四	全通期近付きたる等	全通の近付つきたる等
二二	三五	大阪市六分利築港公債	大阪市六分利公債
二三	三六	金貳千五百圓貳錢	金貳千五百圓貳錢
二四	三七	平安古町第二區衛生組合	平安古第二區衛生組合
二五	三八	古魚店	古魚店
二六	三九	香川津第一區衛生組合	香川津第一區衛生組合
二七	四〇	夏蜜柑	夏蜜柑
二八	四一	河川六箇川	河川六箇、川
二九	四二	臺帳	臺紙
三〇	四三	表現なり	表現より
三一	四四	管理者	處理者
三二	四五	二年の建設	二年建設

070
53
3041

緒言

郷土愛の精神を徹底せむとするには其の郷土の史實を知らしむる必要あると同時に國家機關の單位である市町村團體の經營に係る公共施設の沿革並其の團體の現有勢力率ては其の團體の足下に於ける爲政の狀況等悉くを團體員をして克く理解せしめ所謂由らしむべく知らしむるに在ること
 は今更贅言を要せぬ所である吾萩町に於ては其の意味よりして團體の現有勢力の消長を知らしむる爲には昭和三年以來毎年次萩町勢要覽を發行し又團體の足下に於ける爲政の狀況に付ては之亦昭和三年四月以來毎月一回萩月報を刊行

一	二平の製糖	二平製糖
二	曾野香	曾野香
三	夫更ふと	夫更ふと
四	臺	臺
五	所川六箇川	所川六箇川
六	夏露掛	夏露掛
七	香川新築一橋主聯合	香川新築一橋主聯合
八	古魚沼	古魚沼
九	平安古築二福主聯合	平安古築二福主聯合
一〇	金原千五百圓友誼	金原千五百圓友誼
一一	大洲市六分団友誼	大洲市六分団友誼
一二	全縣聯合	全縣聯合
一三	小島	小島
一四	萩	萩
一五	萩	萩
一六	萩	萩
一七	萩	萩
一八	萩	萩
一九	萩	萩
二〇	萩	萩
二一	萩	萩
二二	萩	萩
二三	萩	萩
二四	萩	萩
二五	萩	萩
二六	萩	萩
二七	萩	萩
二八	萩	萩
二九	萩	萩
三〇	萩	萩
三一	萩	萩
三二	萩	萩
三三	萩	萩
三四	萩	萩
三五	萩	萩
三六	萩	萩
三七	萩	萩
三八	萩	萩
三九	萩	萩
四〇	萩	萩
四一	萩	萩
四二	萩	萩
四三	萩	萩
四四	萩	萩
四五	萩	萩
四六	萩	萩
四七	萩	萩
四八	萩	萩
四九	萩	萩
五〇	萩	萩

し今日に至つたのである。仍て茲に吾萩町の經營に係る公共施設の沿革に併せ自治行政事務の大綱を敘説したる本一覽を上梓し之を本町内の各種の機關並に學校青年團在郷軍人會等に配付することゝした次第である。冀くは以上の三種刊行物に依り吾萩町自治團體としての骨格の組織其の血行乃至は其の營養方法等に付研鑽吟味を煩はし進むては溢れたる郷土愛の力に倚り萩町格向上の爲一掬の勞を敢てせられむことを願ふ所以である。

昭和五年十月

編者誌

萩町自治行政一覽目次

第一章	萩町制の沿革	一
第二章	萩町の廣袤及戸口數	二
第三章	萩町の自治機關	三
第一款	萩町役場廳舍	三
第二款	萩町役場の分課	四
第三款	萩町の吏員定數	七
第四款	區長役場	一〇
第五款	各種の委員	二
第六款	萩町會	三
第四章	萩町の自治事務	三
第一款	萩町の公共施設	三
◎町立小學校	◎町立商業學校	
◎町立圖書館	◎町立實業補習學校	
◎町立青年訓練所	◎町設忠魂碑	
◎町立工業傳習所	◎町有林野	

第 二 款 萩町の庶般行政

◎町立堀内病院	◎町立消毒所
◎公設消防組	◎町立公會堂
◎町設志都岐公園	◎町立火葬場
◎公設墓地	◎町立屠場
◎町立魚市場	◎時報塔
◎町村道	◎河川塔
◎樋管	◎町設公共荷置場
◎越ヶ濱上水道	◎水防組

第二款 萩町の庶般行政

◎民育教化に關する事務 三
(一) 戸主會 三
(二) 自治懇談會 三
(三) 萩月報發行 三
(四) 萩町勢要覽發行 三
(五) 萩の曆發行 三
(六) 矯風獎善に關する協定事項 三
(七) 旗 三
(八) 旗 三
(九) 旗 三

◎教育に關する事務

(一) 小學校 三
(二) 商業學校 三
(三) 實業補習學校 三
(四) 青年訓練所 三

◎産業に關する事務

(一) 普通農事 四一
(二) 萩夏蜜柑の栽培 四一
(三) 林業 四一
(四) 工業 四一
(五) 養蠶業 四一
(六) 水産業 四一
(七) 其の他の副業 四一
(八) 滿洲輸入組合聯合會ノ事務取扱 四一

◎社會事業に關する事務

(一) 窮民救助 四二
(二) 町設救護所 四二
(三) 山口縣社會事業協會方面委員 四二

◎防疫に關する事務

(一) 衛生組合 四三
(二) 汚物掃除 四三

◎水利土功に關する事項

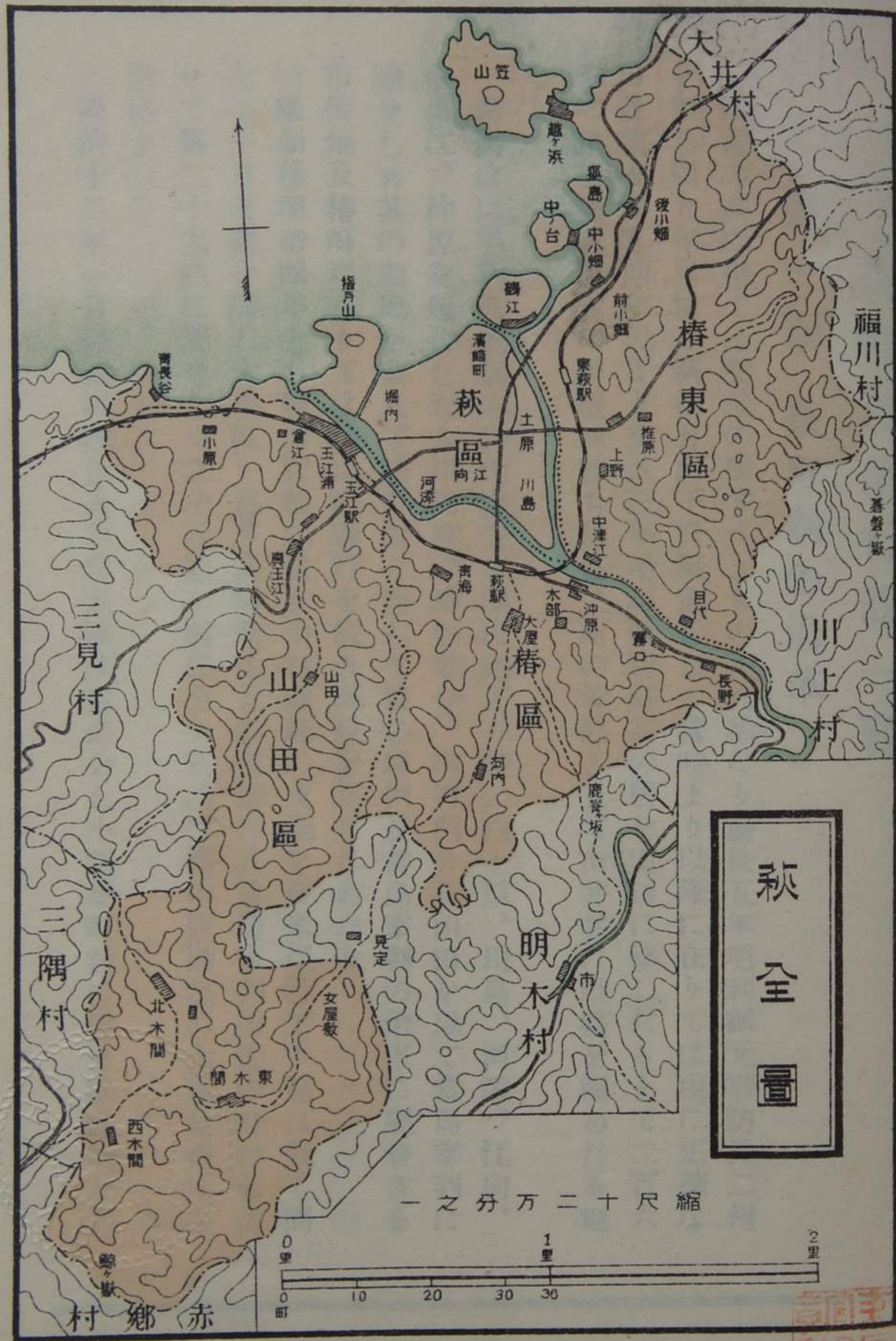
(一) 土木技術員 四三
(二) 河川港浚渫 四三
(三) 道路工夫 四三

◎財政に關する事務

(一) 稅務 四四
(二) 外勤書記 四四
(三) 會計 四四
(四) 萩町歲計豫算 四四
(五) 町費を以て補助する事業 四四

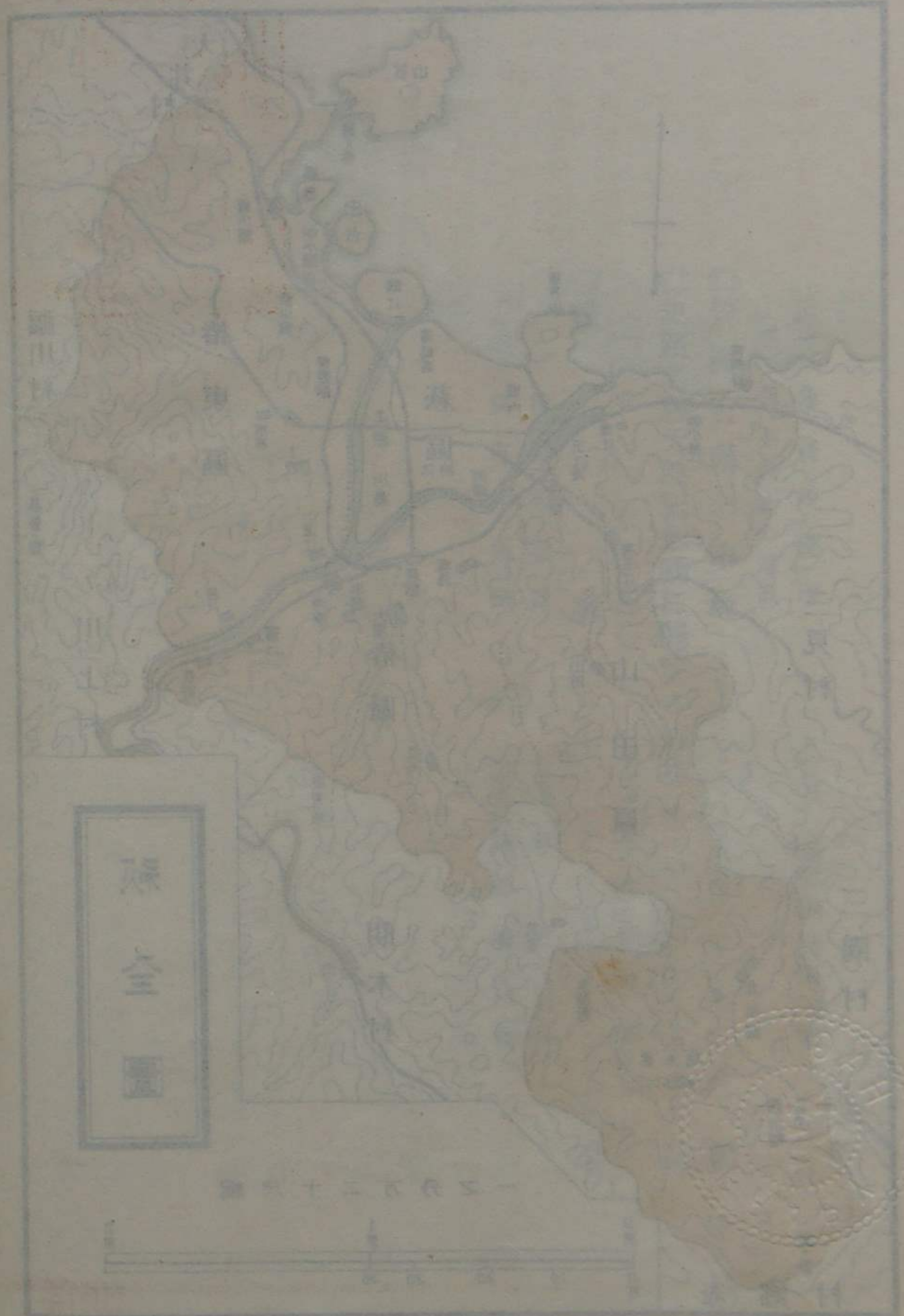
◎本縣地方改良に關する三大必行事項

..... 六一
-------	----------



(一) 事務の整理	(二) 公租滞納の矯正
(三) 基本財産の造成	
◎管海官廳の事務	六四
◎史蹟名勝天然紀念物に關する事務	六四
(一) 史蹟	
(二) 天然紀念物	
◎雜事	六七
(一) 行啓記念日	(三) 萩町國光會
(二) 萩町招魂祭	(四) 萩町國光會





茨城自治行政一覽

第一章 茨城自治の沿革

往古の菰に付ては文献の徴すべきもの甚だ稀なり慶長五年毛利輝元卿防長二州を領し同九年居城を菰指月山下に築造したる當時より以降に在りては現に正確なる史實を存し同年代より文久三年毛利敬親卿其の居を山口に移したるまで二百六十年間毛利家累代の居城地即ち防長二州の首都として市井共に殷盛を極めたる地なり

舊藩政は毛利秀就卿の時代慶安年間に始まり菰の内土原、川島、河添、江向、中津江、沖原を包含したる川島莊、棒郷東分、棒郷西分及山田を以て當島宰判に隸せしめ其の勘場を菰八丁筋に置く而して菰の城内及當島宰判の治下に屬せざる市街地及椿町に在りては特に町奉行を置き商政を掌らしめたり

維新後明治四年七月廢藩置縣に當り山口縣廳の支廳を菰米屋町下り筋に置く同七年一月支廳を廢し大小區と爲す當時菰は元の町奉行及當島宰判所管の町村を併せて第二十大區に屬せしめ之を八箇小區に分ち菰八丁筋の舊勘場に大區役扱所を置けり

明治十二年一月郡區の改正ありて大區は郡に合し小區を町村に併せ郡役所及戸

長役場を設置せらるゝに當り萩町内に七戸長役場を、椿郷東分村、椿郷西分村及山田村に各一戸長役場を置けり

明治二十二年四月町村の自治制度を施行せらるゝに當り萩町内の七戸長役場の區域を合併して萩町を置き、椿郷東分村、椿郷西分村及山田村と共に萩城下に四箇自治團體を置くこととなれり

大正十二年四月を以て多年の懸案となれる萩四峠内の合同成り萩町及椿東（椿郷東分村を改稱したるもの）椿（椿郷西分村を改稱したるもの）山田の三箇村を合併して現在の萩町を置くに至れり

第二章 萩町の廣袤及戸口數

◇面積 五、一四四方里

◇廣袤 東西の間 二里二十七町
南北の間 四里十六町

◇周圍 十七里十三町

◇國勢調査當時の世帯數及人口

大正九年十月一日第一回調査のとき

世帯數 六千六百四十五世帯、

人口數 (男)一萬四千三百二十人(女)一萬五千六百二人 計二萬九千九百二十二

當時の萩町及椿東、椿、山田各村に於ける調査を合計したるもの

大正十四年十月一日臨時調査のとき

世帯數 七千九十六世帯、

人口 (男)二萬六千三百五十九人(女)二萬六千八百六十六人 計三萬三千二百二十五人

昭和五年十月一日第二回調査のとき

世帯數 九千九百九十九世帯、

人口 (男)一萬五千五百六十六人(女)一萬六千五百三十八人 計三萬二千百〇四人

右第二回國勢調査人口數の外玉江浦及越ヶ濱に於ける遠洋出漁者を加ふるときは其の總人口數三萬二千五百人以上となる筈なり

第三章 萩町の自治機關

第一款 萩町役場廳舎

本廳は大正十三年一月十一日工を起し同十四年三月竣工す敷地は故菊屋剛十郎氏の寄附に係り建築工事費金五萬貳千貳百拾參圓設備費金貳千四百參拾貳圓を要せり其の敷地總面積七百六十五坪にして就中本廳舎は木造瓦葺二階建と爲し建坪階下事務室、百六十七坪階上各種會議室、控室等合計百八坪の外屋上に火の見臺四坪を有す附屬建物として二階建記録倉庫階上階下を通し建坪四十一坪平屋建器具倉庫建坪三十四坪、炊事場建坪十坪、揭示場建坪二坪、三箇所の便所を合し建坪七坪總計三百七十三坪となれり

第二一欸 萩町役場の分課

本町役場の事務は庶務、勸業、學務、社會、兵事、會計、稅務、土木及戶籍の九課に分ち萩町役場處務規程の定むる所に依り其の事務を處理す而して助役は擔任事務の外役場事務の全般を總轄し收入役は一面會計課長として出納其の他の會計事務を掌ること、せり各課擔任事務の概目左の如し

庶務課

- 一、吏員の進退賞罰服務及身分に關すること
- 一、文書の收受發送及保存に關すること
- 一、褒賞に關すること
- 一、衆議院縣會及町會議員選舉に關すること
- 一、陪審員資格に關すること
- 一、町歳入出豫算及決算に關すること
- 一、町會に關すること
- 一、異議申立訴願及訴訟に關すること
- 一、社寺及宗教に關すること
- 一、衛生に關すること
- 一、消防に關すること

本町役場の事務は庶務、勸業、學務、社會、兵事、會計、稅務、土木及戶籍の九課に分ち萩町役場處務規程の定むる所に依り其の事務を處理す而して助役は擔任事務の外役場事務の全般を總轄し收入役は一面會計課長として出納其の他の會計事務を掌ること、せり各課擔任事務の概目左の如し

本町役場の事務は庶務、勸業、學務、社會、兵事、會計、稅務、土木及戶籍の九課に分ち萩町役場處務規程の定むる所に依り其の事務を處理す而して助役は擔任事務の外役場事務の全般を總轄し收入役は一面會計課長として出納其の他の會計事務を掌ること、せり各課擔任事務の概目左の如し

一、公園に關すること

一、他課の主管に屬せざる事務に關すること

勸業課

- 一、農工商業鑛業水産業に關すること
- 一、各種の副業に關すること
- 一、度量衡に關すること
- 一、移殖民に關すること
- 一、勤儉貯蓄に關すること
- 一、産業團體に關すること
- 一、氣象及天氣豫報に關すること
- 一、管海官廳の事務に關すること

學務課

- 一、學校青年訓練所幼稚園に關すること
- 一、青年團女子青年團に關すること
- 一、圖書館に關すること
- 一、史蹟名勝天然紀念物に關すること
- 一、其の他教育學藝に關すること

社會課

- 一、地方改良に關すること
- 一、戶主會主婦會婦人會報德會に關すること
- 一、社會事業に關すること

兵事課

- 一、兵事に關すること
- 一、帝國在郷軍人會に關すること

會計課

- 一、町費金の收支及一時取扱金に關すること
- 一、財産營造物の管理處分に關すること
- 一、町費支辨に屬する物品の購入及供給に關すること
- 一、保管物件の管理及出納に關すること
- 一、町金庫に關すること

稅務課

- 一、國縣町稅の賦課及徵收に關すること
- 一、民有地に關すること
- 一、船鑑札規則に關すること

- 一、所得稅調查委員及家屋稅調查委員選舉に關すること
- 一、縣稅檢査に關すること

土木課

- 一、道路交通土木地理に關すること
- 一、町の營繕工事に關すること
- 一、公有水面の埋立及使用に關すること
- 一、官有地及官有產物に關すること
- 一、水防に關すること

戶籍課

- 一、戶籍寄留に關すること
- 一、身分調査に關すること
- 一、人口統計小票に關すること
- 一、住民印鑑に關すること

第三款 萩町の吏員定數

萩町吏員の中名譽職に屬する常設委員、區長及區長代理者を除きたるもの、定數左の如し

職名	町長	助役	収入役	副収入役	主事	書記	技師	技手	書記	雇書	掃除	其他	計
萩町役場	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
堀内病院													
萩魚市場						6							
越ヶ濱上水道事務所													
工業傳習所													
計	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	16

大正十二年四月萩町合同後に於ける町長助役収入役及副収入役の職氏名並在职年月數左の如し

町長		助役		収入	
在職年月	位勳功氏名	在職年月	位勳功氏名	在職年月	位勳功氏名
自大正十二年七月 至大正十四年二月	從五位勳五等 北野右一	自大正十二年五月 至大正十五年九月	從七位勳六等 福田茂穂	自大正十二年九月 至大正十四年三月	正八位勳六等功七級 金子清一
自大正十四年八月 至昭和二年九月	正五位勳三等功四級 土井市之進	自昭和二年九月	松尾利右衛門	自大正十四年三月 至大正十四年七月	小林荒太

入	自大正十四年十一月 至昭和四年三月	三年五箇月	勳七等	石井長一
役	自昭和四年三月		勳七等功七級	岡小市

副	在職	年	月	數	位	勳	功	氏	名
入	自大正十二年十一月 至大正十四年十一月	二			勳七等			石井長一	
役	自昭和二年十二月							水津重作	

第四款 區長 役場

本町を九十七の行政區（一區内の最多戸數百八十九戸最少戸數二十六戸）に劃し各區に區長及び區長代理者を置き其の任期を二箇年とす而して任期中の退職又は死亡に因る補闕員は前任者の殘任期間在職することとし其の改任時期を一定せり

區長役場の執務に關しては區長及區長代理者職務章程の定むる所に依るの外町長に於て指導監督を爲す一方法として別に區役場巡視規程を設け毎年一回其の役場に就き勤務の成績及區内諸般の狀況等を査察し其の他町役場吏員をして適宜區長の行政區を統合したる指導擔當區を定め常時に於ける連絡統制を圖ることゝ

第五款 各種の委員

各種委員設置規程に於て定めたる常設委員の組織左の如し

種別	組織	方法	員數
學務委員	町會議員及小學校男教員ヲ以テ組織ス		十人
財政調査委員	町會議員ヲ以テ組織ス		五人
産業調査委員	同	上	八人
善行者表彰審議委員	同	上	五人
都市計劃調査委員	同	上	五人
魚市場委員	同	上	五人
林野整理委員	町會議員及公民中選舉權ヲ有スル者ヲ以テ組織ス		十七人

前記の外縣の訓令に基き又は本町の處務便宜の爲町村制の規定に依らずして設置したる委員に類する者左の如し

青年訓練所督勵委員	區長ヲ以テ之ニ充ツ	九十七人
-----------	-----------	------

産業統計調査員	同	九十七人
副業獎勵委員	區長及町役場吏員ヲ以テ之ニ充ツ	百三人
魚市場協議員	魚市場業務ニ付經驗ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツ	七人

第六款 萩町會

町會議員の定數三十名にして大正十二年四月萩町合同後に於ける選舉回數等左の如し

選舉ノ日	選舉ノ別	選舉ノ事由
大正十二年六月十日	總選舉	萩町ノ合同ニ因ル
同十五年四月三十日	補闕選舉	大部分ノ辭職ニ因ル
昭和二年六月十日	總選舉	任期滿了ニ因ル
同三年七月二十二日	同	前年ノ總選舉ヲ無効トスル行政判決アリタルニ因ル

第四章 萩町の自治事務

第一款 萩町の公共施設

本町に於ける公共施設と稱すべきもの左の如し

◎町立小學校

町立小學校六校を有す是等の小學校は大正十二年四月萩町合同の際悉く之を存續し何れも高等科併置校と爲せり其の學級總數百八學級にして校長以下教員數百三十一人、學校醫七人、學校齒科醫六人、學校看護婦三人を置く就中學級數の最も多きものを明倫尋常高等小學校とす之に次く順序を椿東、白水、越ヶ濱、椿西木間の各尋常高等小學校と爲す

町立小學校の敷地（運動場其の他を含む）建物の坪數左の如し

◎明倫尋常高等小學校

敷地坪數	階上	八八坪	計	一〇、一五〇坪
建物坪數	階下	二、〇二七坪	計	二、一一五坪
内講堂建坪	階上	五坪	計	一八九坪
奉安殿	階下	五坪	計	一〇坪
◎椿東尋常高等小學校				
敷地坪數	階上	六五坪	計	五、〇八四坪
建物坪數	階下	八七八坪	計	九四三坪

奉安殿

一坪

敷地坪數

○白水尋常高等小學校

二、五七一坪

建物坪數

階上 四〇坪
階下 五六二坪
計 六〇二坪

奉安殿

二坪

○越ヶ濱尋常高等小學校

敷地坪數

三、五九九坪

建物坪數 (平屋建)

五二二坪

奉安殿

一坪

○椿西尋常高等小學校

敷地坪數

二、四七七坪

建物坪數 (平屋建)

四四八坪

奉安殿

一坪

○木間尋常高等小學校

敷地坪數

五九四坪

建物坪數 (平屋建)

二一六坪

校舎内に奉安殿を置く

敷地坪數

二四、四七五坪

合計

建物坪數

四、八四六坪

内講堂坪數

一八九坪

奉安殿坪數

一五坪

前記の内明倫尋常高等小學校の講堂明倫館(一八九坪)は大正三年中本町出身男爵故藤田傳三郎氏より金壹萬五千圓の寄附を受け之を建築し其の他明倫尋常高等小學校外四小學校の奉安殿は昭和三年及同四年中之亦本町出身故西村秀造氏より育英事業費寄附金の内を以て之を建築したるものなり

◎町立商業學校

大正六年三月其の前身明倫補習學校を繼承し公立萩商業學校と爲す本町出身久原房之助氏は校舎建築費として大正六年金貳萬五千圓同八年金壹萬參千圓を寄附せられたり

創立當初は修業年限四箇年生徒數四學級二百名を定員とせり大正十二年四月萩町合同の際之を存續繼承し大正十四年三月學則を變更して修業年限五箇年生徒數十學級五百名校長以下職員二十人學校醫一人と爲し今日に至れり
本校の敷地(運動場其の他を含む)建物の坪數左の如し

敷地坪數

建物坪數 階上 三〇二坪 階下 六七四坪 計 九七六坪

奉安殿

一坪

前記奉安殿は昭和三年中本町出身故西村秀造氏より育英事業費寄付金の内を以て之を建築したるものなり

町立圖書館

各町立小學校に之を附設す職員の数きは明倫圖書館を除く外何れも當該小學校教員の兼掌と爲れり

明倫圖書館の敷地建物坪數左の如し

敷地坪數

四五坪

建物坪數

階上 四坪 階下 四一坪 計 四五坪

町立實業補習學校

各小學校に之を附設す學級總數十三學級校長以下教員數四十四人なり其の實業科目は明倫實業補習學校に在りては商業科を、越ヶ濱實業補習學校に在りては水産科を其の他の四實業補習學校に在りては何れも農業科を課し各學校とも修業年限を豫科二箇年、本科二箇年、研究科一箇年と爲せり

町立青年訓練所

各小學校に之を設置す主事以下指導員總數四十人訓練所醫六人あり

町設忠魂碑

大正九年萩町合同前の一町三箇村より建設費金八千參百九拾四圓を醸出し本町大字堀内字堀内第三百二十八番地外四筆合計六百六十六坪を購入して之を敷地と爲し其の中央上段に碑石を築設せり大正十二年四月萩町合同に依り本町自ら之を管理することとなり毎年春期此の位置に於て招魂祭典を行ふ

町立工業傳習所

本町は地勢一般に山地に富み町全面積の約六割を占め加ふるに土地概ね肥沃にして木竹材の多産地なるを以て之か加工生産を奨勵する爲大正十三年四月本傳習所を設置し其の傳習期間普通生を一箇年研究生を二箇年とし本所に於ては竹細工製品及彫刻を課し新川分場に於ては木製玩具並竹傘骨の製造を課せり

町有林野

本町有林野は大正十二年萩町合同後關係舊町村有林野を統一したるものに係り

昭和二年六月本縣知事の認可を経て其の施業要領を設定し實測面積千四百六十六町八反六畝歩の内營林地八百十八町三反三畝歩柴草採收地百七十町九反一畝歩貸付地百五十七町六反二畝歩に之を区分し就中營林地の内無立木地に付ては當該豫定明細書の定むる所に従ひ自昭和二年度至同十一年度十箇年間を期し造林計劃を完了することとせり

◎町立堀内病院

大正十二年四月萩町合同と同時に町立傳染病院を統一し本町大字堀内字堀内第百五十五番地ノ一敷地總坪數四千四百九十六坪の内に之を設置す建物の構造は木造瓦葺平屋建にして其の種別毎の坪數並患者の收容豫定數等左の如し

建物ノ種別	坪數	患者收容豫定數
事務室	六七二〇	六人
初診室	五〇〇	六人
附添人食堂	四七二五	六人
水毒所	八三	六人
消毒所	二〇一〇	六人

屍物燒却室	六〇〇	六人
特別病室	四五〇	六人
快復期患者室	七三一四	六人
疑似症患者室	四三六七	六人
重症輕症患者室	四五〇〇	六人
洗濯場	一〇四三六	六人
婦便所	四五〇	六人
賄物廊	一二五〇	六人
渡物廊	一四五〇	六人
計	四四九七六	三〇人

◎町立消毒所

町立堀内病院の一部を割し真空消毒機に依る消毒所を設置し同消毒機使用料條例の定むる所に依り古物商の取扱ふ物品其の他諸雜品の消毒を行ふこととせり

◎公設消毒防組

消防組頭統督の下に之を四部に大別せり各部の組織左の如し

部	名	部長	小頭	機關手	消防手	計
第一	部	一人	三人	三人	七五人	八二人
第二	部	一人	三人	三人	七五人	八二人
第三	部	一人	二人	一人	四七	五〇
第四	部	一人	二人	一人	五五	五八
計		四	一〇	六	二五二	二七二

前記の外私設消防組の名稱及組織左の如し

北古萩消防組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
東田町消防組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
熊谷町消防組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
樺東消防組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
鶴江消防組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
小畑浦消防組	一人	一人	一人	一人	一人	一人
越ヶ濱消防組	一人	一人	一人	一人	一人	一人

大屋消防組
山田消防組
奥玉江消防組
藤ヶ瀬消防組
三正會消防組

計

◎町立公會堂

本町大字唐樋町字唐樋第三十一番ノ一及第三十一番ノ四敷地總坪數五百十二坪の内に之を設置す

本公會堂建設にて付は大正十年本町出身齋藤恒三氏より金參萬七千圓其の他の有志者より金貳千圓の寄附を受け之に依り劇場壽座の敷地建物を買收し同時に其の一部を改造したるものなり大正十二年四月萩町合同の際之を存續繼承す建物の構造は木造瓦葺平屋建にして其の坪數及各室の收容人員左の如し

建物の坪數

本館

炊事場及監守人室

物置

百八十九坪九合一勺

二十六坪二合五勺

六坪

便所

各室の收容人員數

大廣間上段

大廣間下段

南室

北室

廊下上段

計

四坪五合

二百三十人

五百人

百十五人

百十五人

三百人

千二百六十人

前記の外本町内の區又は敷區聯合を以て設置せる公會堂左の如し

土原公會堂 橋本公會堂 堀内公會堂

目代公會堂 中津江公會堂 上野公會堂

中ノ倉公會堂 香川津北區公會堂 無田ヶ原公會堂

前小畑公會堂 鶴江公會堂 後小畑公會堂

後地公會堂 笠屋公會堂 河内公會堂

霧口公會堂 大屋公會堂 北木間公會堂

東木間公會堂 倉江公會堂 田中公會堂

小原公會堂

町設志都岐公園

本町大字堀内指月城址にあり本園は明治四十二年三月を以て内務省所管官有地上に在る設備の全部及縣有に屬する萩公園資金貳千有餘圓を本縣より當時の萩町に於て之を譲り受け町立志都岐公園として經營中萩町合同に依り依然之を繼承して今日に至れるものなり其の敷地總反別四町三反六畝十八歩にして園の東北に當り縣下屈指の名山と稱せらるゝ指月山及縣社志都岐山神社並東園あり又園内に當り櫻樹繁茂し其の樹間に由緒ある花之江茶亭を保存す春季に於ける觀櫻客の外城内の史蹟見學者年と共に多きを加ふるに至れり

町立火葬場

本町大字堀内西ノ濱第五百二十五番地に町立火葬場を設置す其の敷地總坪數五百四十九坪なり大正十二年四月萩町合同の際之を存續繼承す
建物の構造は木造瓦葺平屋建にして其の種別及其の坪數左の如し

建築物ノ種別	坪數
火葬場	二四五〇
待合	六〇〇

事務所	一七〇〇 四七五〇
-----	--------------

◎公設墓地

本町内に於ける公設墓地の内使用料を徴収するもの左の如し

名稱	面積	使用區域	使用料
西ノ濱墓地	六五二二	萩區 一圓	一坪ニ付金參圓、使用坪數制限外 一坪ニ付金五圓
南明寺墓地	二四〇〇	椿區 一圓	一坪ニ付金五拾錢、使用坪數制限 外一坪ニ付金七拾錢

前記の外本町内各行政區に涉り多數の公設墓地あれとも何れも特別の設備を施さず舊來の慣行に依り主として死屍を埋葬する爲使用するものなり

◎町立屠場

本町大字堀内字西ノ濱第二十二番地及第七千百十九番地ノ一に町立屠場を設置す其の敷地は個人の所有地を賃貸借を爲せるものなり大正十二年四月萩町合同の際之を存續繼承す
建物の構造は木造瓦葺平屋建にして其の種別及坪數左の如し

建築物ノ種別	坪數
牛馬屠室、内臟取扱室、屠肉賣渡口、土間廊下、屠豚室、通路、外皮取扱室	四四〇〇
検査員詰所、検査室及便所	七五〇〇
豚用釜場、消毒室、病畜屠室、病畜内臟取扱室	一二〇〇
生体検査所及生体秤量所	四四五〇
屠畜繋留所	一〇〇〇
賣肉業者控所及便所	四〇〇〇
監守人詰所	九二〇〇
計	九二〇〇

◎町立魚市場

萩魚市場の起源は慶長年間萩開府の時に始まり當時の賣場は萩城に近き魚店町に在り享保年間之を現在の位置に移轉し爾後幾多の變遷を経大正二年十一月町立魚市場設置の許可を得て之を請負に附す大正十二年四月萩町合同の際之を存續繼承次て大正十三年十月本町の直營に改め今日に至れり
昭和二年二月越ヶ濱漁業組合の經營に係る共同販賣所を廢し萩魚市場の出張所

と爲し昭和三年四月玉江浦漁業組合の經營に係る共同販賣所を廢し之亦萩魚市場の出張所と爲したる爲本町内魚市場の全部を萩町の直營事業に統一することゝなれり

萩魚市場の敷地は濱崎町區民の共有地を賃貸借を爲し之を使用せり
萩魚市場建物の種別及其の坪數左の如し

建物ノ種別	坪數
事務所	一五〇
同上階	二〇〇
同上下	八〇〇
倉庫	一〇〇
冷庫	四〇〇
仲買所	七〇〇
同階	七〇〇
同下	一〇〇
門衛	八〇〇
自轉車置場所	一八〇
計	二〇〇〇

越ヶ濱及玉江浦各魚市場出張所は開設以來地元漁業組合の所有に係る元共同販賣所の設備を賃貸借を爲し之を經營せり

◎時報塔

大正十五年八月費金千七百六拾八圓を以て本町役場構内に時報塔「サイレン」を建設し下關局の時刻通報に依り一般に正午時を報するの外朝夕各一回の時報を爲し併せて水火災の警報に之を使用することゝせり

◎町村道

本町に於て管理する現行町村道及其の等級等左の如し

等級	路線數	總延長	維持方法
一 等	九二	廿五里卅町卅五間	町費ヲ以テ維持修理ヲ爲ス
二 等	二一	四里二町四十五間	關係區民ニ於テ町費ノ補助ニ依リ維持修理ヲ爲ス
三 等	(一二等道路ヲ除キタルモノ)		關係區民ノ負擔ヲ以テ維持修理ヲ爲ス
一二等道路計	一二三	廿九里卅三町二十間	

大正十二年四月萩町合同後町村道路改築に際し道路敷地を寄付したる者の内其の評價額壹千圓以上に達せるもの左の如し

起工年度	路線名	道路敷地評價額	寄付者
大正十四年度	唐樋新道路線	金壹萬六千五百九拾貳圓	厚東常吉
昭和三年度	堀内東田町線	金千八百四拾貳圓	公爵毛利元昭
同上	堀内、東田町線及相町線	金壹萬千六百九拾參圓	林安次郎

◎河川

町費を以て維持すべき河川五箇川の名稱其の他左の如し

河川名	流域延長	起點	終點
新堀川	千六百間	松本川筋本流分岐點	橋本川筋本流合流點
藍場川	千四百十五間	松本川筋川島樋ノ口	平安古町地内新堀川筋合流點
月見河原川	九百六十間	椿東區中ノ倉地内	松本川筋本流合流點
庄屋川	五百七十間	椿東區前小畑地内如意ヶ瀧ニ至ル土橋	椿東區前小畑地内海面ニ合スル點
大屋川	二千四百間	椿東區河内内オケ畔ニ至ル舊道及新道分岐點	橋本川筋本流合流點
玉江川	二千五百八十間	山田區九郎坊地内木間明木道路分岐點	橋本川筋本流合流點
計	九千五百二十五間		

◎樋管

町費を以て維持すべき樋管左の如し

樋管名	所在
樋ノ口樋管	大字川島字川島第六十五番地先
開作第一樋管	大字川添字川添第二百二十二番地先
開作第二樋管	大字川添字川添第三百二十七番地先
平安古第一樋管	大字平安古町字平安古第百十六番地先
平安古第二樋管	大字平安古町字平安古第百五番地先
香川津第一樋管	大字椿東字大廣津第八百四十番地先
香川津第二樋管	大字椿東字深田第三千七百七十六番地先
西沖田樋管	大字山田字西沖田第四千八百四十一番地ノ一地先

◎町設公共荷置場

本町に於て施設せる公共荷置場左の如し

名稱	坪數	所在
濱崎港荷置場	七七九	萩町大字濱崎町同東濱崎町地内松本川沿岸

新川港荷置場
 潟港荷置場
 合 計

五六
 一七二
 一、〇〇七

萩町大字椿東字大廣津地内新川沿岸
 萩町大字椿東字後小畑地内潟港沿岸

前記の内濱崎港荷置場は萩町荷揚場使用料條例の定むる所に依り一定の料金を徴收することとし其の他は萩開港に伴ひ海外貿易事業を奨励する爲當分の間料金を徴收せずして之を使用せしむることとせり

◎越ヶ濱上水道

越ヶ濱は地層の全部熔岩より成れる爲約五百戸の區民は井水を得るの途無く仍て大正五年同區の事業として簡易なる水道を敷設し其の後導水管の破損に原因し殆んど斷水するに至り其の困憊の狀況視るに忍びざるに依り大正十五年之を本町營と爲し工費金四萬貳千七百參拾八圓を投し理想に近き上水道を完成し今日に至れり

給水總戸數四百五十戸内 計量給水五戸専用給水 二十戸共用栓給水四百二十五戸なり

◎水防組

公設水防組六組の組織左の如し

組名	組頭	小頭	水防夫	計
第一水防組	一	四	四〇	四五
第二水防組	一	二	二〇	二三
樋ノ口水防組	一	一	一〇	一二
中津江水防組	一	一	一〇	一二
椿水防組	一	二	二〇	二三
玉江水防組	一	二	二〇	二三
計	六	一二	一二〇	一三八

以上各種の公共施設中道路に付ては道路巡視規程に依り其の他のものは管内視察規程に依り常時其の狀況を査察し管理維持上遺憾なきを期せり

第二款 萩町の庶般行政

單に國政事務を取扱ふに止まるものを除き國體政務の促進に關し施設せる主なる事項左の如し

◎民育教化に關する事務

(一) 戸主會

本縣の獎勵に基き自治民育機關中の首腦團體たらしむる爲概ね各區長役場管内を區域とし別に定むる會則例に依り本會を設立せしむることとし目下全町を通し六十六パーセント以上其の組織を見るに至れり

(二) 主婦會

前項戸主會の例に同じく目下全町を通し三十パーセント以上其の組織を見るに至れり

(三) 自治懇談會

自治民育の達成に付ては時に應じ町民と面接示談し相互の意思を疏通するを有效なりと認め各區長役場管内に於て適宜に自治懇談會を開設することとせり

(四) 御詔勅集頒布

皇室を中心として我國體の觀念を高調し眞に國民精神の作興を期する目的を以て各區長役場管内に於ける各種の集會又は郷軍人會男女青年團戸主會主婦會等の會合ある場合恒例として御詔勅の奉讀式を擧げしむることとし主要なる勅語詔書及御沙汰書を抄録したる御詔勅集を謹製し之を黒漆塗の木函に納め各區長役場の備付と爲せり

(五) 萩月報發行

毎月十五日を發行定日とし每一ヶ月中に起生したる庶般の事象を掲載したる萩月報を發行し本廳内各官公署其の他に無代配付するの外各區長役場に二部宛を配付し其の一部を各戸に巡回せしむることとせり又近時萩町内在住者及本町出身の隔地者にして之を購讀する者増加せるに由り相互の便益を圖る爲曩に第三種郵便物の認可を得たり

(六) 萩町勢要覽發行

毎年八九月の頃を以て其の前年中に於ける萩町の現勢を詳説したる萩町勢要覽を發行し一層愛町心の喚起に努むることとせり

(七) 萩の曆發行

毎年の初頭に於て萩町及萩町民としての主なる年中行事を月別に列記したる一枚刷萩の曆を發行し各戸をして見易き場所に掲出せしめ其の普及徹底を期することとせり

(八) 矯風獎善に關する協定事項

各區長の協議に依り左の事項を決定し昭和三年十月より之を勵行することとせり

- 一、一月の互禮會を勵行し年始の回禮を廢すること
- 二、集會の時間を勵行し他人に迷惑を懸けざること

- 三、毎月末日を勘定日と爲し月拂ひを勵行すること
- 四、常に産業の振興に勵み勤儉の美風を増進する様心懸くこと
- 五、毎月一日十五日の二回自宅の神棚を清掃し産土神社又は最寄の神社に參詣すること
- 六、毎月二回以上佛殿及祖先の墳墓を清掃すること
- 七、結婚式の席上に於ける色直し著更への舊慣を廢すること
- 八、葬儀の際膳部の仕向けは簡素なるを尊むこと
- 九、区内に死亡者あるときは弔意を表し努めて會葬すること
- 一〇、會葬者に對しては物品の施與を廢し且返禮廻りを爲さぬこと
- 一一、火事見舞に對しては返禮廻りを爲さず關係の區長役場に出頭し謝禮の挨拶を爲し置くこと
- 一二、祭日其の他の招客は親族故舊の者に限ること
- 一三、贈答品は誠意を表するの程度に止め虚飾ケ間敷行爲を避くこと
- 一四、毎年一回井戸渌へを爲すこと
- 一五、自の邸宅前及所有地に沿へる道路並に側溝の掃除を怠らぬこと
- 一六、道路の障害と爲る樹木を伐採すること
- 一七、租税の納付期日を過らざる様注意すること

一八、軍人の出發又は歸郷に際し見送り出迎へ等に對し饗應を爲さるること

九 旗 表

本町社會教化に資する爲大正十二年四月萩町合同後に於て旗表を爲したる善行者左の如し

沖原區 自強會

會員克ク成申詔書ノ聖旨ヲ奉體シ和衷協同區内ノ發展ニ努メ其ノ施設宜シキヲ得成績ノ見ルヘキモノアリ仍テ茲ニ金壹封ヲ授與シ其ノ成績ヲ表彰ス

(昭和三年二月十五日表彰)

土原第三區長 江山吉五郎

多年區長ノ職ニ在リ克ク其ノ任ヲ完フシ勞效尠カラス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

元明倫尋常高等小學校訓導 杉

多年小學校教育ノ任ニ膺リ其ノ成績尠カラス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

財團法人萩婦人會員 小川

多年會ノ要職ニ在リテ力ヲ女學校ノ經營ニ效シ子女ノ教養ニ貢獻スル所尠カラス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス

來 島 三 槌

知恩報德ノ志厚ク地方ノ公益幫助ノ爲盡瘁スル所尠カラス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス (同)

多 越 壯 光 會

會員克ク教育勸語ノ聖旨ヲ奉體シ和衷協同會務ノ發展ニ務メ其ノ施設宜シキヲ得成績ノ見ルヘキモノアリ仍テ茲ニ金壹封ヲ授與シ其ノ成績ヲ表彰ス

(昭和四年二月十一日表彰)

伊 藤 豐

多年ノ間病父ニ孝養ヲ盡シ妹女ノ扶養至ラサル無ク刻苦奮闘十有餘年遂ニ家計ヲ挽回スルニ至ル仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス (同)

山 根 三 上

多年ノ間老人ニ孝養ヲ盡シ日夜精勵餘資ヲ得テカヲ子女ノ教育ニ效ス稀ニ見ルノ節婦ト爲ス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス (同)

財團法人 萩婦人會
私立萩修善女學校助教諭

秋 本 チ カ

多年同校ノ教職ニ在リテカヲ女學校ノ改善ニ效シ子女ノ教養ニ貢獻スル所尠カラス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス (同)

金 森 ユ リ

資性温厚品行方正ニシテ且ツ多年ノ間衣食ノ費ヲ節シ育英事業ノ爲幫助スル所尠カラス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス (同)

目 代 區

區民協同一致シ区内ノ發祥ニ努メ養蠶業ノ進歩並納税ノ施設共ニ成績ノ視ルヘキモノアリ仍テ茲ニ金壹封ヲ授與シ其ノ成績ヲ表彰ス

(昭和五年二月十一日表彰)

田中共 同貯蓄組合

組合員克ク和衷協同風教ノ改善公共事業ノ幫助ニ努メ其ノ施設宜シキヲ得成績ノ視ルヘキモノアリ仍テ茲ニ金壹封ヲ授與シ其ノ成績ヲ表彰ス

(同)

山 本 公 房

多年校醫ノ職ニ在リテカヲ學校衛生ニ效シ貢獻スル所尠カラス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス (同)

山 縣 卯 助

多年産業ノ振興ニ勵ミ身ヲ以テ範ヲ示シ其ノ成績ノ視ルヘキモノアリ仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス (同)

西 山 權 藏

多年町ノ公職ニ在リ平素克ク勤儉力行ヲ勵ミ範ヲ郷閭ニ垂ル其ノ篤行顯著ナリトス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス（同 上）

兼 原 子 三

多年病夫ニ仕ヘテ貞淑貧苦ニ處シテ克ク子女ヲ教養シ刻苦奮闘二十有餘年稀ニ視ルノ節婦ト爲ス仍テ茲ニ銀盃壹個ヲ授與シ之ヲ表彰ス（同 上）

◎教育に關する事務

地方を振興し國家を興隆するの基礎は教育を措て論すへきにあらず況んや明治中興傑士の輩出地として唯一無二の史蹟を保存する吾萩町に於ては社會萬般の事象悉く其の中心を教育に需めざるを得ざるの狀勢に在るを以て學校教育社會教育を通し之か改善刷新に關しては町財政の許す範圍内に於て其の設備を完ふし教育機關の玉成に努むることとせり

一 小 學 校

小學校教員俸給の義務支出額は數次の變遷を經最近に在りては本科正教員月額五十九圓專科正教員同四十七圓を以て限度とせり

小學校高等科在學兒童に對しては一人一ヶ月に付授業料として金參拾錢但し同一家庭の者二人以上在學する場合は一人を全額其の他を半額として徴收せり

其の他小學校兒童の皆就學を期する爲特別會計に屬する兒童就學獎勵基金より

生ずる收入及縣費の交付金を財源と爲し學齡兒童就學及出席獎勵規程の定むる所に依り毎月の出席日數に應じ獎勵金を交付することとせり

二 商 業 學 校

商業學校教員俸給平均額は校長を除き月額を百拾圓とし有資格者の充實に努むることとせり

三 實 業 補 習 學 校

各小學校に之を附設す其の小學校を卒業したる者及其の通學區域内に在る者を收容し女子部を除き夜間教授を行ふこととせり、教員は六實業補習學校を通し男子専任教員四人を置くの外何れも小學校教員之を兼掌することとなれり

實業補習學校生徒の就學及出席の督勵に關しては區長役場をして之を専掌せしむるの外當該學校職員に於て時々家庭訪問を行ひ専ら成績の向上に努むることとせり

四 青 年 訓 練 所

各小學校に之を附設し當該小學校長を以て主事に本町在郷軍人中將校又は下士官を以て教練指導員に小學校教員を以て學科指導員に充て教練の指導は曉天又は晝間に於て學科の指導は夜間に於て之を施行するを例とす就中漁業を以て專業と

爲す者又は郵便局の集配人其の他職業の爲雇傭せらるゝ者の爲是等の作業休止のとき又は公休日にて於て専ら指導を爲す各特別班あり
青年訓練所の入所及出席の督勵に關しては各行政區毎に青年訓練所督勵委員や設け之に當らしむるの外當該訓練所主事以下職員に於て時々家庭を訪問し其の成績の向上に努むることとせり

五 圖書館

特別の設備を有する明倫圖書館を除く外各小學校内に之を併設し何れも小學校長を館長に小學校教員を書記に充つることとせり
備付圖書は青年の讀物、小學校兒童の讀物實業に關するものを主とし年と共に閱覽者を増加するに至れり

六 青年團及女子青年團

各小學校の通學區域を以て青年團及女子青年團を置き別に是等の六青年團及女子青年團を統制する爲萩町聯合青年團及萩町聯合女子青年團各一團を置く
各青年團及女子青年團は其の團員數を標準として之を數多の支部に分割し月例会修養會其他青年の作業等は支部を中心とし主として小學校教員の指導に依り之を行ふこととせり
其他萩町聯合青年團及萩町聯合女子青年團に於ては毎年一回各團員中より五

名以上を選抜して三日乃至五日を會期とする幹部修養會を開催し各團に於ける訓練上の統制並團員個人の修養上に資することとせり

◎ 産業に關する事務

萩町は水陸共に天然の資源に富み加ふるに風水の災厄を蒙りたること稀なるが如く眞に天恵に浴する地なるを以て民力を遲緩せしむること甚しく他の一面に於ては比較的經濟上の刺戟を受くること尠き爲自ら勤勞の美風を缺くものあるを遺憾とし昭和二年末町民の主業及副業に涉り生産事業の奨勵に努めたる結最近時各種の階級を通し進めて其の業に勵む者多きを見るに至れり之れ蓋し時勢の進歩に支配せらるゝに由ると同時に山陰本線鐵道の全通の近付つきたる等外來的の衝動に恵まれたるものなりと謂ふことを得へし

以上の理由に依り本町自治行政上産業の指導に付ては常に之を重要視し技術員として普通農事一名果樹園藝一名林業一名工業一名水産業一名養蠶業一名を常置せり

一 普通農事

米麥作及普通の畑作並副業中畜産業の指導奨勵に付ては主として萩町農會をして之を管掌せしむることとせり

三 萩夏蜜柑の栽培

萩町内の夏蜜柑年産額は平均參拾五萬圓を唱へられ本町果樹園藝の大宗を占むるに依り當該技術員をして實地に就き施肥剪定肥培増殖の方法を指導せしめたる結果各園主に於ても舊來の放任主義を排し數年中を期し其の産額を倍加すべく努力を拂ふに至れり又一面其の販路を擴張する爲萩夏蜜柑出荷組合を設立し若はマーレードの製造を開始する等著く其の成果を挙げむとする状況に在り

三 林 業

本町は東西南の三面共に鬱蒼たる森林を以て圍繞せらるゝに依り當該技術員をして町有林野の造林經營に當らしむる傍ら私有林野の造成林道の開鑿林産物加工品の生産等に付指導せしむることとせり

四 工 業

主として木竹材の加工生産を指導する爲専任技術員の外囑託技術員二名を置き竹細工製品木製玩具の製作及竹傘骨製造のことに當らしめつゝあり

五 養 蠶 業

本町は養蠶業の適地なるに拘らず大字椿東の一部及大字椿の大半を除き其の普及性の認むるものなきに依り當該技術員指導の下に萩町養蠶組合区域内に六箇所の支部を設け同組合をして適宜に季節教師を備入れしめ指導奨励に努めつゝあり

六 水 産 業

本町は日本海に面し其の沿岸線二里以上に涉り到る處好漁場に富み年産額の大半は水産業に於て之を占むる状況なるに依り専任技術員を置き其の進展に付特に留意する所あり殊に近時沿海漁業の不振を來せるに鑑み専ら遠洋出漁を奨励する爲新に遠洋漁業奨励金交付規程を制定し現に萩町の住民と爲り二ヶ年以上引續き萩町に於て公課を負擔する者にして機船底曳網を使用するものを除く漁船を建造したる者に對し一艘に付四拾圓乃至五拾圓の奨励金を交付することとせり

七 其の他の副業

本町内農村部落の副業は養蠶養鶏畜産蔬菜果實竹製品及蠶細工を主として其の發達視るべきものあるに反し市街地にありては遠き以前より傳統的に職業を卑下するの觀念強きものあり漫然之を放置するときは鐵道全通後に於ける萩町の興廢に係るものあるに依り昭和二年末以來副業奨励に關する講演會又は各種團體等の聯合協議會を催すこと數回に及び勸奨誘導に努めたる結果市街地に於ける所謂雜工業の如き上流下流の各家庭を通し年と共に長足の進歩を遂げ餘剩勞力を擧げて是等の副業に集注するに至れり如斯職業尊重の信念勃興すると共に特産萩夏蜜柑を改良するの機運亦旺盛となり或は閑地を利用して蔬菜の促成栽培を爲さむとする者簇出し目下此の方面に付ても奨励助長に努めつゝあり

副業獎勵に付最近に於て試みたるパンフレットの稿案左の如し

副業獎勵のラヂオ

吾萩町は遠く慶長年間より明治の初年に至るまで凡そ三百年の間毛利氏三十六萬石の城下地として知られ近くは吉田松陰先生に依り尊王攘夷を主唱せられてより明治維新の興業を大成し得たる迄其の生きたる史蹟が夫々保存されてあることは皆様も既に御承知のことゝ存じます而して萩町の往時は人口十萬を稱へられ中國唯一の都市でありましたが毛利敬親公居を只今の山口市に移されてより以來衰頹甚だしく僅かに昔の面影を貽すのみとなつたのであります

現在皆様の眼に映したる此の萩町として今日の時勢に副ふ如く之を振興奮起せしむるに付ては其の地勢風土等悉くが特殊の天恵に富み且つ天然資源の豊饒なることに鑑み近く山陰線鐵道の全通を機とし茲に一大工業都市を建設する必要を直感するものであります然るに拘らず現今一般市民の精神上に於て過去三百年來傳統せる城下氣分の遺風なるもの依然として存續する狀況が有り／＼と認めらるゝのでありますから茲に町當局としては如上の反時勢的因習を打破する爲大なる決心と勇氣とを鼓舞し以て現在に於ける史蹟遊覽地に加ふるに將來に於ける一大工業都市を建設する爲其の前提として町民の老若男女を通し經濟的勤勞の精神を鼓舞し相倚り相竣つて職業尊重の氣分を横溢ならしむるを必要なる過程であると爲

し過る昭和二年末以來極力家庭副業の獎勵に力を注いだのであります

其の當時縣に於ても此方面に付力を力へられ又は種々の應援を得一面町内の各種團體長學校長有力者等の會合を求め萩町副業獎勵の大方針を樹立したのであります爾來機會ある毎に各種の講習會講話會等を開催し又は先進地の狀況を調査して販路の擴張を圖り町長以下獎勵幹旋に努めました處其の氣分漸く濃厚となり生活狀態の如何に拘らず町發展の爲皆喜んで副業に精勵さるゝ様になつたのであります之れ蓋し萩町に於ける劃期的國民精神の作興を期し得たるものとして俱に欣榮とする所であります

前來副業の指導獎勵に付ては九十七名の區長諸氏並町吏員の中若干名を以て副業獎勵委員に充て各擔當區域内に涉り間斷なく之が督勵を行ひ今日に至つて居るのであります現に町内に副業に従事する戸數は養鶏千三百戸、漁網六百戸、養蠶二百三十戸、蔬菜栽培九百八十戸、果柑栽培三千戸、竹製品百六十戸、木製品八十五戸、藤表製品八十戸、養蜂五十五戸、畜産五百八十戸、木炭製造二百五十戸其の他のもの一千戸延八千三百二十戸でありまして其の價格は夏蜜柑四十一萬八千圓、木竹製品三十八萬三千圓を最多とし合計百二十一萬七千圓に達することを得たのであります

以上の經驗に徴し副業を獎勵するに就ては先以て其の販路に憂ひなからしむる

と共に上流の家庭特に中流以上の婦人よりして其の範を垂れ之を他の一般に及ぼすこと、副業組合設立に際しては特に犠牲的精神を有する人格の士を選び組合の幹部員と爲すことが必要である様に存します要するに萩町に於ける各種の副業が比較的順調に進捗して居ることは副業の奨励に付其の事業に依る収入に重きを置かず將來に於ける一大工業都市の建設を主目的として層一層愛町の信念を喚起し傍ら勤勞の美風を養成するに努めたる結果であることを斷言し茲に更めて皆様の御共鳴を冀ふ次第であります

(七) 滿洲輸入組合聯合會の事務取扱

昭和二年末萩開港を指定せられたる以來滿洲地方との輸出貿易著しく進展せるに依り萩町長を同聯合會の囑託員と爲し其の事務を取扱ふこととせり

◎社會事業に關する事務

一 窮民救助

明治三十九年四月本町出身男爵故藤田傳三郎氏より大阪市六分利公債額面參萬圓の寄附を受けたるものを基金と爲し其の利子金及其他の特志者より基金として寄附を受けたるもの、利子金を以て本町の窮民救助費に充つることとし爾來一般會計の支出を要せず是等の救済を全ふすることを得るは社會事業上特記すべきことに屬す大正十二年四月萩町合同後に於て救助を爲したる窮民の數及其の支出

金額左の如し

大正十二年度	窮民數	十六人	救助費總額	金千四百貳拾貳圓九拾九錢
大正十三年度	窮民數	十七人	救助費總額	金千百參拾貳圓拾四錢
大正十四年度	窮民數	十九人	救助費總額	金九百六拾壹圓貳拾五錢
大正十五年度	窮民數	三十人	救助費總額	金千參百拾七圓四錢
昭和二年度	窮民數	四十六人	救助費總額	金貳千貳百六拾五圓八錢
昭和三年度	窮民數		救助費總額	

窮民數
救助費總額
昭和四年度
窮民數
救助費總額

三十九人
金貳千五百圓貳錢

四十一人
金千九百五拾六圓六拾八錢

(二) 町設救護所

住宅を有せざる窮民の救助又は行旅病人若は扶養義務者無き精神病者を看護する爲昭和三年三月本町出身藤田雅輔氏の寄附に依り町立堀内病院敷地内の一部に町設の救護所を設け實施上遺憾なきを期せり

(三) 山口縣社會事業協會方面委員

萩町を二十五區に大別し各區に方面委員一名(男子を委員とするもの二十三名女子を委員とするもの二名)を置き其の事務を取扱ふこととせり

◎防疫に關する事務

(一) 衛生組合

本町内の各區又は數箇區の聯合を以て衛生組合を設置し組合規約の定むる所に依り組合長の下に若干名の幹事及伍長を配し區域内に於ける防疫事務を掌らしむることとせり其の名稱及地區左の如し

組合名稱	組合地區
川島區衛生組合	川島第一、二、三區
土原區衛生組合	土原第一、二、三區
橋本町衛生組合	橋本町區
御許町第二區衛生組合	御許町第二區
江向第一區衛生組合	江向第一區
江向第二區衛生組合	江向第二區
江向第三區衛生組合	江向第三區
江向第四區衛生組合	江向第四區
河添區衛生組合	河添第一、二區
平安古第二區衛生組合	平安古第二區
平安古第三區衛生組合	平安古第三區
堀内區衛生組合	堀内第一、二區
南片河町南古萩町衛生組合	南片河町南古萩町區
油屋町、吳服町、衛生組合	油屋町、吳服町區
古魚店、春若町、北片河町、衛生組合	古魚店、春若町、北片河町區

越ヶ濱第四區衛生組合	越ヶ濱第三區衛生組合	越ヶ濱第一區衛生組合	後小畑浦區衛生組合	後地浦區衛生組合	前小畑區衛生組合	中ノ倉第二區衛生組合	中ノ倉第一區衛生組合	松本市區衛生組合	無田ヶ原區衛生組合	舟津區衛生組合	椎原區衛生組合	上野區衛生組合	中津江區衛生組合	目代區衛生組合	濱崎町第四區衛生組合
------------	------------	------------	-----------	----------	----------	------------	------------	----------	-----------	---------	---------	---------	----------	---------	------------

越ヶ濱第四區	越ヶ濱第三區	越ヶ濱第一區	後小畑第一、二區	後地浦區	前小畑區	中ノ倉第二區	中ノ倉第一區	松本市區	無田ヶ原區	舟津區	椎原區	上野區	中津江區	目代區	濱崎町第四區
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

濱崎町第三區衛生組合	濱崎町第二區衛生組合	濱崎町第一區衛生組合	熊谷新町區衛生組合	今古萩町區衛生組合	古萩町區衛生組合	吉田町區衛生組合	下五間町區衛生組合	上五間町區衛生組合	津守町區衛生組合	東田町第一、二區衛生組合	西田町區衛生組合	惠美須町區衛生組合	米屋町區衛生組合	瓦町區衛生組合	北古萩第一區衛生組合
------------	------------	------------	-----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	----------	--------------	----------	-----------	----------	---------	------------

濱崎町第三區	濱崎町第二區	濱崎町第一區	濱崎新町第一、二區	熊谷新町區	今古萩町區	古萩町區	吉田町區	下五間町區	上五間町區	津守町區	東田町第一、二區	西田町區	惠美須町區	米屋町區	瓦町區	北古萩第一區
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

越ヶ濱第五區衛生組合	越ヶ濱第六區衛生組合	香川津第一區衛生組合	香川津第二區衛生組合	鶴江第一區衛生組合	鶴江第二區衛生組合	河内區衛生組合	大屋區衛生組合	笠屋區衛生組合	沖原區衛生組合	霧口區衛生組合	金谷區衛生組合	雜式町區衛生組合	濁淵區衛生組合	青海區衛生組合	西北東木間區衛生組合	山田第一區衛生組合
越ヶ濱第五區	越ヶ濱第六區	香川津第一區	香川津第二區	鶴江第一區	鶴江第二區	河内區	大屋區	笠屋區	沖原區	霧口區	金谷區	雜式町區	濁淵區	青海區	西北東木間區	山田第一區
衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

山田第二區衛生組合	奥玉江第一區衛生組合	奥玉江第二區衛生組合	玉江浦第一、二區衛生組合	倉江區衛生組合	小原區衛生組合
山田第二區	奥玉江第一區	奥玉江第二區	玉江浦第一、二區	倉江區	小原區
衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合
圓	圓	圓	圓	圓	圓

(二) 汚物掃除
 掃除巡視一名掃除夫五名を常置し市街地の汚物を蒐集して之を肥料と爲さしむる爲弘法寺蔬菜園又は園主の希望を容れ町内の夏蕨柑園其の他の園地に之を搬出せしむることとせり

◎水利土功に關する事項

一 土木技術員

町村道中幅員二間以上のもの延長四萬六千七百五十六間附屬橋梁にして長さ三間以上のもの延長二百六十間其の他町費支辨に屬する河川六箇、川の外本町行政財産に屬する諸多の建設物並越ヶ濱上水道等を有するに依り土木技術一名建築技手一名上水道書記兼技手一名土木監督二名を常置して之を維持管理に當らしめ及

土木課員の内二名をして常時全部の町村道河岸堤防等の状況を巡視せしめ依りて以て道路其の他補修工事の周匝を期し傍ら道路工夫の業務を監督せしむることとせり

(二) 河川港浚渫

阿武川の支流松本川尻は本町の河川港として大型船舶の出入多きに依り河口に堆積する土砂を排除する爲町有に屬する浚渫船萩丸を使用し毎年四月より十一月まで八箇月間其の作業を續行せり

(三) 道、路、工、夫

一等町村道の補修を完からしむる爲道路工夫四人を常置し一人の受持區域最多延長を七里十二町最少延長を六里一町と爲せり

◎財政に關する事務

(一) 税務

町有財産中收益の爲にすべき土地現金及有價証券等合計價格八拾五萬五千餘圓を有し就中土地の大部分を占むる公有林野の如きは目下造林經營の期間中に屬し最近三箇年間に於ける基本財産造成費年額平均金貳千七百八十餘圓を支出するの状況に在り是等の財産收入に依り町の歳計を維持するに至るまでには主として課税を以て之を充つることとせり其の町税の種目左の如し

一、地租附加税

二、縣稅特別地稅附加稅

三、營業收益稅附加稅

四、鑛業稅附加稅

五、縣稅家屋稅附加稅

六、縣稅營業稅附加稅

七、縣稅雜種稅附加稅

八、特別稅戶數割

(二) 外勤書記

本町に於ては縣稅及町特別稅戶數割賦課に關する實查並各種租稅の滯納を矯正する爲大正五年七月外勤書記勤務規程を制定し之に專屬する吏員六名を常置することとせり

(三) 會計

萩町の現金出納事務に付ては長周銀行萩支店との間契約を締結し本町役場内に本金庫を大字濱崎町長周銀行出張所内に支金庫を置き専ら其の事務を取扱はしむることとせり

契 約 書

萩町ハ株式會社長周銀行萩支店ヲシテ萩町金庫事務ノ取扱ヲ爲サシムルニ付契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 本契約ニ於テ甲ト稱スルハ萩町ヲ、乙ト稱スルハ株式會社長周銀行萩

支店ヲ謂フ

第二條 萩町金庫ノ名稱及位置左ノ如シ

名 稱

萩町本金庫 萩町役場内

萩町支金庫 株式會社長周銀行萩支店濱崎出張所内

第三條 乙ハ毎日町役場ノ執務時間中金庫事務取扱人ヲ萩町本金庫ニ派出シ現

金ノ出納事務ヲ取扱ハシムヘシ但シ町長ハ乙ヲシテ毎月二十五日ヨリ翌月五

日マテノ間必要ニ應ジ金庫事務取扱人ノ増員ヲ爲サシメ且當日ノ現金出納事

務ヲ終了スルニ至ルマテ其ノ執務時間ヲ延長セシムルコトヲ得

第四條 乙ハ萩魚市場ノ現金出納事務ノ爲及萩町支金庫ニ納付スヘキ國稅縣稅

並町稅ノ徵收ヲ爲ス爲町役場ノ執務時間中金庫事務取扱人ヲ萩町支金庫ニ派

出シ現金ノ出納事務ヲ取扱ハシムヘシ

第五條 乙ハ萩町金庫ノ現金出納ニ用フル印鑑及金庫事務取扱人ノ印鑑ヲ、甲

ハ萩町金庫ノ出納事務ノ爲用フル收入役並副收入役ノ印鑑ヲ相互ニ交換スヘ

シ其ノ交替改印ノトキ亦同シ

第六條 乙ハ保管金ノ擔保トシテ國債證券地方債券其ノ他確實ト認ムル有價證

券ニシテ時價六萬圓以上ノ物件ヲ甲ニ提供スヘシ但シ保管金ニ著シク増減ヲ

生シタル場合ハ双方ノ協議ニ依リ其ノ擔保物件ヲ増減スルコトヲ得

第七條 乙ハ其ノ保管金中甲ノ歳入歳出ニ屬スル現金ニ限リ支出ニ妨ケナキ限

度ニ於テ之ヲ運用スルコトヲ得

第八條 前條ノ運用金ニ對シテハ乙ニ於テ現ニ取引ヲ爲ス小口當座預金ノ利率

ニ比シ日歩壹厘下ケノ割合ヲ以テ甲ニ利子ヲ納付スヘシ

第九條 甲ハ金庫事務ノ取扱手數料トシテ毎年度甲ノ豫算ニ於テ定ムル金額ヲ

九月、三月ノ兩度ニ分チ乙ニ交付ス但シ契約締結當初ノ年度及契約ノ解除ヲ

爲ス年度ニ於テハ月割ヲ以テ交付ス

第十條 乙ハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス爲甲ニ損害ヲ及ホシタルトキハ乙ニ於テ其

ノ全部ヲ辨償スルノ責ニ任ス金庫事務取扱人ニ於テ保管金ニ損失ヲ來シタル

トキ亦同シ

第十一條 乙又ハ金庫事務取扱人ニ於テ避クヘカラサル變災ノ爲前條ノ辨償責任

ヲ生シタルトキハ甲ハ其ノ全部若ハ幾部ノ辨償責任ヲ免除スルコトアルヘシ

第十二條 乙ニ於テ辨償責任ヲ生シタル場合直ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキハ甲

ハ第六條ノ擔保物件ヲ以テ辨償金ニ充當シ尙ホ其ノ辨償金ニ不足ヲ生シタル

トキハ之ヲ追徵スルコトヲ得

第十三條 町長收入役又ハ副收入役ハ萩町金庫ノ現金及帳簿ヲ検査スルコトヲ得

第十四條 乙又ハ金庫事務取扱人ニ於テ不都合ノ所爲アリト認ムルトキ又ハ甲ニ於テ都合アルトキハ何時ニテモ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ甲ハ乙ニ對シ損害ヲ賠償スルノ責ニ任セス
 以上契約ノ正確ナルコト及之ヲ確守スヘキ證左トシテ本書貳通ヲ作り連署ノ上双方共其ノ壹通ヲ保有スルモノナリ
 昭和三年九月二十日

萩町長 署 名

株式會社社長周銀行

頭取 署 名

(四) 萩町歲計豫算

本町歲計豫算の種類左の如し

- 一、萩町歲入歳出豫算
- 一、萩町恩賜金歳入歳出豫算
- 一、同行啓記念事業費歳入歳出豫算
- 一、同小學校基本財産歳入歳出豫算

- 一、同慈惠基金歳入歳出豫算
- 一、同志都岐公園基金歳入歳出豫算
- 一、同香雪園基金歳入歳出豫算
- 一、同正明園基金歳入歳出豫算
- 一、同伊藤公遺蹟保存基金歳入歳出豫算
- 一、同木戸侯遺蹟保存基金歳入歳出豫算
- 一、同野山獄十一烈士遺蹟保存基金歳入歳出豫算
- 一、同小倉家墳墓地維持基金歳入歳出豫算
- 一、同教育獎勵基金歳入歳出豫算
- 一、同兒童就學獎勵基金歳入歳出豫算
- 一、同兒童校外教授基金歳入歳出豫算
- 一、同獎善基金歳入歳出豫算
- 一、同獎學費積立金歳入歳出豫算
- 一、同招魂祭費積立金歳入歳出豫算
- 一、同萩魚市場歳入歳出豫算
- 一、同萩魚市場事業資金歳入歳出豫算
- 一、同越ヶ濱簡易水道費歳入歳出豫算

(五) 町費を以て補助する事業

○土木費補助

渡船事業補助

二等道路及橋梁改築修繕費補助

○教育費補助

聯合青年團、聯合女子青年團費補助、阿武郡教育會費補助、財團法人萩婦人會私立修善女學校費補助、双葉幼稚園費補助、青年訓練所生徒團服調製費補助

○衛生費補助

衛生組合費補助

○勸業費補助

町農會費補助、萩商工會費補助、水産業補助、林業補助、大連北海道定期汽船寄港費補助、萩特産物組合費補助

○兵事會補助

萩町在郷軍人聯合分會費補助

○其の他獎勵費

農事組合獎勵費、夏蜜柑改良獎勵費、養蠶業獎勵費、遠洋漁業獎勵費、副業獎勵費

◎本縣地方改良に關する三大必行事項

一 事務の整理

日常に於ける事務の取扱に付ては萩町役場處務規程の定むる所に依り即日處理を原則とし取扱事務の確實を期すると同時に事務を簡捷することに重きを置き文書に在りては最初に於て之を受理したる際其の件名、受付番號及關係者の氏名を文書件名簿に書留め之に對する照復等に付ては其の添屬せる關係文書に依りてのみ之を整理し手數を省略すること、せり又各課に於て取扱ふ文書にして其の類例多き事件に在りては豫め是等の處理例文案を定め以て其の都度立案するの繁を避くること、し其の他輕易なる文書の取扱に付ては伺簿を設け之に依り處理を爲すもの又は一片の届出に止まるものは法令に於て別段の定めあるものを除き口頭申告の方法を採り其の届出要旨を書留むること、せり

前項の外一事件にして數年次に涉り之を引用し處理するものに在りては其の要旨を所定の臺紙に登録し之に依り執務上遺漏なきを期し又記録の整理に付ては豫め各課毎に記録の件名を定め之に依り文書を分類し記録の頁數に依り一箇年分を數冊に分綴し又は數箇年分を一冊に合綴する等大体に於て記録簿冊の紙厚を一定すること、せり

昭和五年四月萩町長より町役場吏員に對し訓諭したる事項左の如し

吏器達成に付小訓

○修養方面

- 一、自己は三萬町民の親權者なることを忘れてはならぬ
 - 二、寸時たりとも愛町の眞心を捨てゝはならぬ
 - 三、人を批判する暇に自己の周邊を反省せよ
 - 四、粗漫なるは吏器に適せず飽く迄理性に立ちて萬事に付綿密なるを要す
 - 五、一を聞けば二三のことを考へよ打ては鳴るの慨あるを要す
 - 六、眞面目の人は期せずして信憑を博するものと心得よ
 - 七、盲信の傾ある人は欺罔に陥り易きものと心得よ
 - 八、口數の多き人は心と腕とに落度あるものと心得よ
 - 九、法規の總ては常識と條理の表現より研究を怠るな
 - 十、自己の失錯を包まず早く善後の處置を執れ
 - 十一、上司の差圖を丸呑みせず噛み碎き味つてこそ値打あり
 - 十二、上司より兎角の注意を受くるは自己職責上の恥辱なりと心得よ
- 職務方面
- 一、周圍十七里の萩町を自己の事務室なりと心得よ
 - 二、正氣ある人の卓上には自ら吏器の輝きあるものと思へ

- 三、常に實力の餘裕を存し時世よりも一步を乗り超へた事務を執らねはならぬ
- 四、事務を澁滞せしむるは郷土の進歩を阻止するものと思へ
- 五、法規を究めずして事務を執る人は羅針盤無くして大海を横行するに等し
- 六、事務を執る間は情實や感情を打ち捨て虚心坦懐でなければならぬ
- 七、事務は必ず公平に且つ親切でなければならぬ
- 八、常に擔任事務の効果を省みつゝ愉快氣に精勵せよ
- 九、熱心に執務するは自ら治績を擧ぐるものと心得よ
- 十、擔任事務は興味が伴はないと成績が擧らぬ
- 十一、廣く淺く事務を執るよりも深く研究を遂げて行へ
- 十二、責塞きの心得もて執務せず飽く迄眞劍味でなければならぬ

二 公租滞納の矯正

公租の完納を期するに付ては常に苦心する所なれとも未だ其の目的の半にも達せざるを遺憾とし一、本町内九ヶ所に於て出張徴收を勵行し二、納税奨励金交付規程を實行し三、各區長役場管内に於ける自治懇談會の機會を利用し納税の必任義務に關する説話を爲し四、各區長役場管内毎に納税組合の設置を奨励中に在り一、其の結果年と共に成績の向上を認むるに依り更に稅務課員中六名の外勤書記を置き各擔當區に於ける滞納の矯正並課稅の實査等に當らしむることとせり

(三) 基本財産の造成

公有林野實測面積千四百四十六町八反九畝歩の内八百十八町三反三畝歩を萩町基本財産營林地と爲し昭和二年六月本縣知事の認可を経たる萩町有林野施行要領に依り毎年度造林計劃を實行し昭和十一年度を以て之を完成すると同時に昭和十二年度以降に於ては前記の營林地中伐採期に達したる林木を主伐し毎年度少くとも參萬圓以上の基本財産収入を得ることゝなれり

其の他本町の一般會計及特別會計を通し基金の性質を有する財産は昭和四年度末現在に於て現金拾貳萬千參百拾圓 有價證券額面四萬參千六百四拾圓 合計金拾六萬四千九百五拾圓を所有する狀況に在り

◎管海官廳の事務

大正十二年八月逡信省令第五十四號を以て萩町長をして管海官廳の事務を取扱はしむることゝなり開始以來漸次取扱件數を増加する傾向あるに際し昭和四年三月を以て萩町を船舶検査執行地と爲す旨公布せられたる爲登簿船數の増加を來たし頓に其の取扱件數を増加するに至れり

◎史蹟及天然紀念物に關する事務

本町内に在る史蹟及天然紀念物に付ては悉く萩町を其の處理者として指定せられたるに依り町費を以て保存上必要な支出を爲し遺憾なきことを期せり現に指

定せられたるもの左の如し

(一) 史蹟

松下村塾 大字椿(東縣社松陰神社の境内に在り瓦葺木造建の平屋にして八疊及十疊半の二室を有する陋屋なり松陰幽囚中藩許を得て二箇年半此の塾舎に於て子弟を教養す維新の人傑此の門下より出づる者多し大正十一年十月内務省より史蹟として指定せらる

吉田松陰幽囚の家屋 松下村塾の東隣に在りて瓦葺木造建の平屋なり幽囚の所は三疊半の一室のみなり松陰藩許を得て松下村塾に子弟を教養し論策謀議大に計劃する所あり藩府遂に之を忌憚して此の一室に嚴囚せしむ大正十一年十月内務省より史蹟として指定せらる

反射爐 大字椿東に在り現存するものは一基の煙突と爐の一部に過ぎず築造の材料は耐火粘土玄武岩片及煉化を以てす煙突の高さ三十九尺基底は前面十八尺側面十二尺五寸なり安政五年の築造に係り製艦材料の鑄造銃砲の鋼化等に使用せり大正十三年十二月内務省より史蹟として指定せらる

明倫館水練池並館碑 明倫尋常高等小學校の庭内に在り重建明倫館碑に「廟後鑿池蓄水可以習水騎云々」と銘せるもの即ち此の水練池のことなり内面積百八十七坪餘にして東南兩面に昇降の石段を設く蓋し本邦に現存する最古の「ブ

「ル」なりと稱せらるる。附屬の明倫館碑は元文重建の二基より成り何れも總高十一尺四寸五分にして元文碑は元文六年の建設に係り明倫館祭酒山縣周南の撰文を、重建碑は嘉永二年建設に係り同祭酒山縣大華の撰文を載す昭和四年十二月文部省より史蹟として指定せらるる。

(二) 天念紀念物

明神池 大字椿東に在り池は笠山の東麓に位し元辨天の池又は御茶屋の池と呼びたることあり水面三千四百坪の天然鹹水池にして池中にはマダヒ、クロダヒ、クロヤ、スバキ、フグ、カレイ、ボラ、エヒ、コチ、タナゴ、コノシロ、カハ、ギ、ギザミ、イサキ等棲息す大正十三年十二月内務省より天然紀念物として指定せらるる。

橋自生北限地 大字椿東笠山に在り笠山は成層火山にして頂上に舊噴火口あり山は全部玄武熔岩及磊々たる焼石より成り山麓には幾多の風穴を存し寒熱帶植物生育す橋の指定地は北端に近き所に在りて約四百坪に亘る雑木林中に點在す大正十五年十二月内務省より天然紀念物として指定せらるる。前記の外目下史蹟として指定申請中のものに大字吳服町二丁目に在る木戸孝允公舊宅及大字椿東に在る伊藤博文公舊宅の二あり。

◎ 雜

事

(一) 行啓記念日

大正十五年五月三十日皇太子殿下本町に行啓毛利家別邸に御一泊翌三十一日御出發あらせられたるを記念する爲毎年五月三十日を行啓記念日とし祝意を表することとせり

(二) 萩町章

丸形一ツ巴を萩町の徽章とし本町を表象する場合之を用うることとせり

(三) 萩町招魂祭

故廣澤兵助外三百五十一柱の命を祭神とし本町の直營を以て毎年四月三十日招魂祭を行ふこととせり

(四) 萩町國光會

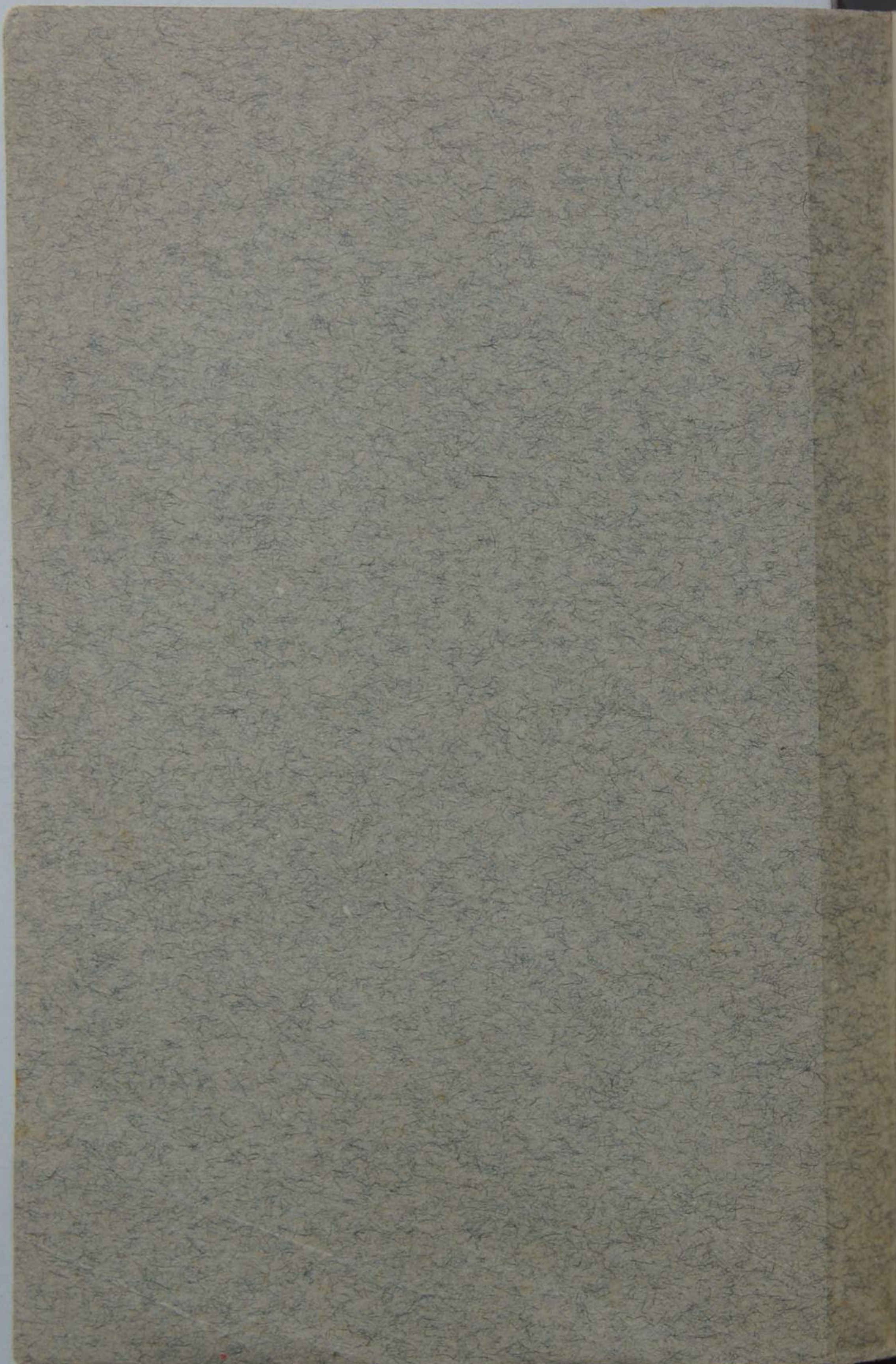
昭和四年十月の設立に係り萩町及萩町内各種の公益團體を會員と爲し本町の公益増進に關する施設に付研究審議に當り同時に之か實行を期するを以て目的とするものなり

昭和五年十二月一日印刷
昭和五年十二月一日發行

編輯者 萩町長 林 勇 輔
發行所 山口縣阿武郡萩町役場
電話第六九番 第二三四番

印刷所 萩 響 海 館
印刷人 野 村 盛 一

BP
19cm



明 卿 人 理 科 登 一
 山口縣阿蘇郡阿蘇町内津二〇八番地ノ三
 明 卿 人 理 科 登 一
 山口縣阿蘇郡阿蘇町内津二〇八番地ノ三
 山口縣阿蘇郡阿蘇町内津二〇八番地ノ三
 山口縣阿蘇郡阿蘇町内津二〇八番地ノ三

明 卿 人 理 科 登 一
 山口縣阿蘇郡阿蘇町内津二〇八番地ノ三



茨町自治会報 第一卷 (昭和五年十月間)

318

60



萩関係資料15

萩市立萩図書館



111519823